様式第４号（第8条関係）

出雲市高齢者配食サービス事業利用中止決定通知書

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　印

　配食サービス事業の利用について、出雲市高齢者配食サービス事業実施要綱第８条第２項に基づき、下記のとおり中止したので通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者 | 住　　　所 | 出雲市 |
| 氏　　　名 |  | 性別 |  |
| 生年月日 |  | 電話番号 |  |
| 受託者 |  | 中止日 |  |
| 中止の理由 | １　心身機能の回復等により、サービスを受ける必要がないと認められる。２　虚偽の申請その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けた。３　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（審査請求）

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。